



平成 18 年 5 月 9 日

各 位

会社名 ニチレキ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菱山 貴史  
(コ-ド番号:5011 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 山内 幸夫  
(TEL:03-3265-1511)

## 内部統制システムの構築に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 8 日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針について下記のように決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書については、社内規定に従って適切に保存及び管理を行うものとする。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危険については、それぞれの担当部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、社長は速やかに対策責任者となる取締役を任命し、全社に示達するものとする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告することとする。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に常務会において協議を行い、執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、社内の業務分掌・職務権限のルールに則って適時的確に行われることとする。

#### 4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、担当取締役を任命し、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、社内規定及びコンプライアンス・マニュアルを作成して、コンプライアンス・ルールの周知徹底を図ることとする。また、相談窓口として社内ネットワークに「ホットライン」を開設して、社員から直接、コンプライアンスに係る報告・相談や意見・提案を受付けることとする。

取締役は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

内部監査については、監査室を設置し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、課題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、監査室は、必要に応じ、監査役及び会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。

経営に係る法律上の諸問題については、顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

## **5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに共通するグループ経営理念を定め、これを基礎として、グループ運営体制を整備するとともに、グループ各社で諸規定を定めるものとする。また、経営管理については、グループ経営管理体制を構築し、グループ会社に対して監査、経営指導を行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、若しくはその他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、監査室またはコンプライアンス統括室に報告するものとする。監査室またはコンプライアンス統括室は直ちに監査役に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

## **6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、内部監査部門である監査室及び会計監査人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、また、監査役職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査役の判断で実施可能な体制にある。このため、監査役職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとする。

## **7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、その他の重要な会議に出席することができる。また、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことができる。取締役及び使用人は、重要な会議の開催予定を監査役に報告するものとする。

取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

以上